

児童手当

児童手当制度は児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的としています。

対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額	児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
	3歳未満	一律15,000円
	3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
	中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます

所得制限 受給者の所得に応じて、支給金額が異なります。詳細については、市ホームページをご確認ください。

支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。例) 6月の支給日には、2～5月分が支給されます。

手続き 申請した月の翌月分から支給されます。
※ただし、申請日が誕生日・転出予定日の翌月になった場合でも、誕生日・転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば、申請した月から支給されます

手続きに必要なもの

- 請求者名義の金融機関等の通帳
- 請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります
- ※公務員の方は勤務先に申請してください

今後の制度改正により内容が変わる場合がありますので最新の情報については、市ホームページをご確認ください。

問合せ先 こども政策課 TEL 0299-77-7011



未熟児養育医療給付制度

身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費により負担する制度です。

対象者 医師が入院療養を必要と認めた症状のある方が対象です。

給付内容 指定の医療機関における医療行為等が対象となります。

医療費の支払いについて 養育医療にかかる自己負担金は、後日、市より請求させていただきます。

手続き 申請は児の入院中に行ってください。
※申請に必要な書類等については市ホームページをご覧になるか、お問合せください

問合せ先 健康増進課 TEL 0299-90-1331

